

## 令和5年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和5年度に特定教育・保育施設等に対して実施した指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 1 指導検査実施施設

No	施設名	施設種別	実施日
1	よつぎっ子えん東	小規模保育施設	令和5年 9月12日
2	よつぎっ子えん西	小規模保育施設	令和5年 9月28日
3	増戸保育園	私立保育園	令和5年10月12日
4	秋川文化保育園	小規模保育施設	令和5年10月23日
5	家庭保育室ひまわり	小規模保育施設	令和5年11月21日
6	あきる野こどもの家	私立保育園	令和5年11月22日
7	たまがわベビーハウス	小規模保育施設	令和6年 1月29日
8	多摩川幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和6年 1月29日
9	すもも木幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和6年 2月27日

### 2 指導検査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	2	22
保育内容	0	4
会計経理	0	3
合計	2	29

※文書指摘：関係法令に違反している事項

※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

### 3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
人権の尊重	・利用者の人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置を講じること	・特定運営基準第3条第4項	4
勤務体制の確保等	・職員の資質向上のための研修を全ての職員に実施し、記録すること	・特定運営基準第47条第3項 ・家庭運営基準第9条第2項 ・保育指針第5章2(2)	4
児童の安全確保	・利用乳幼児の安全確保について ・園外保育実施時は、複数の保育者で対応すること	・特定運営基準第50条(第32条準用) ・保育指針第1章1(4)、第1章2(2)、第3章3(2) ・見落とし等発生防止通知	2
子どもの状況に応じた配慮	・アレルギー児について、誤食等の発生防止のため、安全対策を講じること	・保育指針第3章2(2) ・事故防止ガイドライン	1
子どもの意思及び人格を尊重した保育	・子どもの意思及び人格を尊重した保育を提供すること	・市特定運営基準第3条2項 ・保育指針第1章1	1

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「特定運営基準」：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年9月29日条例第13号)

「家庭運営基準」：あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日条例第12号)

「労基法」：労働基準法(昭和22年法律第49号)

「保育指針」：保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示117号)

「見落とし等発生防止通知」：保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

(令和4年4月11日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

「事故防止ガイドライン」：教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(平成28年3月 内閣府)